

◆公益法人制度改革の概要と税務

公益法人とは、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人を指し、その設立には、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることが必要であった。

ところが昨今、公益法人の不適切な運営に起因する不祥事が明るみになり、公益法人の管理運営(ガバナンス)や情報開示(ディスクロージャー)のあり方が問題となるとともに、従来より「公益」や「公益性」の考え方や判断基準が不明確であることや、営利法人が行う事業内容と大差ないものが税の恩典を受けているものがあるといった公益法人制度に対する批判が多くあった。また、主務官庁の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でなく、事業分野毎の縦割り行政による指導監督が煩雑であるといった点も問題であった。

しかし一方では、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る「民間非営利部門」(民間が担う公益活動)を、社会経済システムの中に積極的に位置付ける必要性が叫ばれていた。

こうした背景から、公益法人制度が明治29年に民法が制定されて以来となる抜本的な改革が行われ、平成20年12月に施行される。

1. 新制度の概要

新制度の要点は、以下のとおりである。

準則主義 (要件を具備すれば 当然に法人格を取得)	公証人の定款認証・登記によって一般社団法人・一般財団法人としての法人格を取得することができる。
機関設計	評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必須の機関とするとともに、一般社団・財団法人法は、会計監査人についての規定を置いている。
計算	一般社団・財団法人法に会計原則の規定が設けられ、会計帳簿及び計算書類についての規定が設けられた。
事業譲渡・合併	事業譲渡・合併についての規定が設けられている。
訴訟	合併無効の訴え、決議不存在・取消の訴え等の組織に関する無効・取消の訴えについての規定等が一般社団・財団法人法に設けられている。

2. 法人税の動向

平成19年12月に発表された平成20年度税制改正大綱によれば、公益法人に係る税制面でのポイントは、「公益性」が認定された法人には優遇税制が適用され、一般社団法人・一般財団法人の収益事業には、法人税課税が強化される点にある。

すなわち、収益事業課税が全所得課税かの課税方式等は異なるが、税率は一律30%(所得800万円までは22%)と整理され、非営利一般法人(非営利性が徹底している法人・共益的活動を目的とする法人)に該当しない一般社団法人・一般財団法人については、普通法人と同様全所得課税ということである。

公益社団法人・公益財団法人	一般社団法人・一般財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業の所得に課税 ・公益目的事業は課税除外 ・税率: 30%(800万円以下の部分: 22%) ・収益事業から公益目的事業に支出した金額は寄付金とみなし、損金算入限度額は次のいずれか多い額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所得の金額の50%、 (2) 公益目的事業に使用し、又は使用することが確実にであると認められるものに相当する額 ・ 利子等の源泉所得税は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利一般法人(※) ・収益事業の所得に課税 ・税率: 30%(800万円以下の部分: 22%) ※(1) 剰余金の分配を行わない旨が定款に定められている等の要件に該当する (2) 会員に共通する利益を図ることを主たる目的としている等の要件に該当する 上記以外の法人 ・全所得に課税 (法人税法上、普通法人の扱い) ・税率: 30%(800万円以下の部分: 22%)